

島根県防災対策本部会議

【日 時】 令和6年12月23日（月） 13時00分～

【場 所】 島根県庁 6階 講堂

【次 第】

1. 年末年始の気象情報について（松江地方気象台）
2. 年末年始の対応等について
3. 知事指示事項

1. 年末年始の気象情報について

令和6年12月23日
松江地方気象台

年末年始の気象情報について

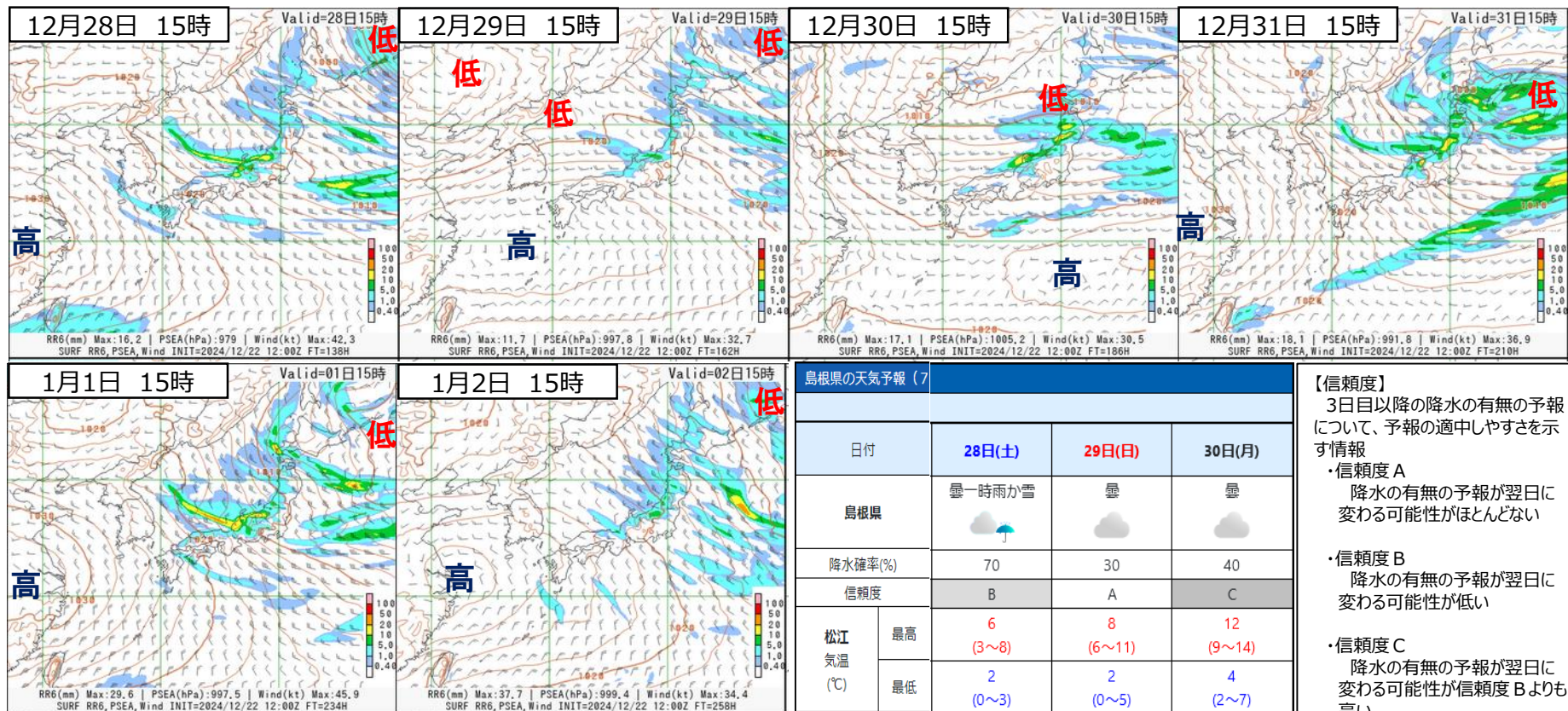


松江地方気象台
Matsue Local Meteorological Office

数値予報資料による地上天気図と前6時間降水量（予想）

12/28～1/2

※現時点では1/3以降の予想資料なし



※この図は数値予報の計算結果をそのまま画像化したものです。

実際に発表する天気予報や気象情報等とは異なります。

年末はじめの12月28日は西高東低の冬型の気圧配置となり、雨や雪の降るときがあるでしょう。29日～30日にかけては冬型の気圧配置が緩み、おおむね曇りの天気となる見込みですが、寒気や気圧の谷の影響で雨や雪の降る所がありそうです。31日から1月2日にかけては冬型の気圧配置となり、寒気が流入して雪や雨の降る可能性があります。期間中、一時的に冬型の気圧配置が強まり、荒れた天気となり大雪となるおそれがあります。最新の気象情報のご確認をお願いします。

1月3日以降の天気についても最新の気象情報をご確認願います。

2週間気温予想



松江地方気象台
Matsue Local Meteorological Office

[ホーム](#) > [防災情報](#) > 2週間気温予想

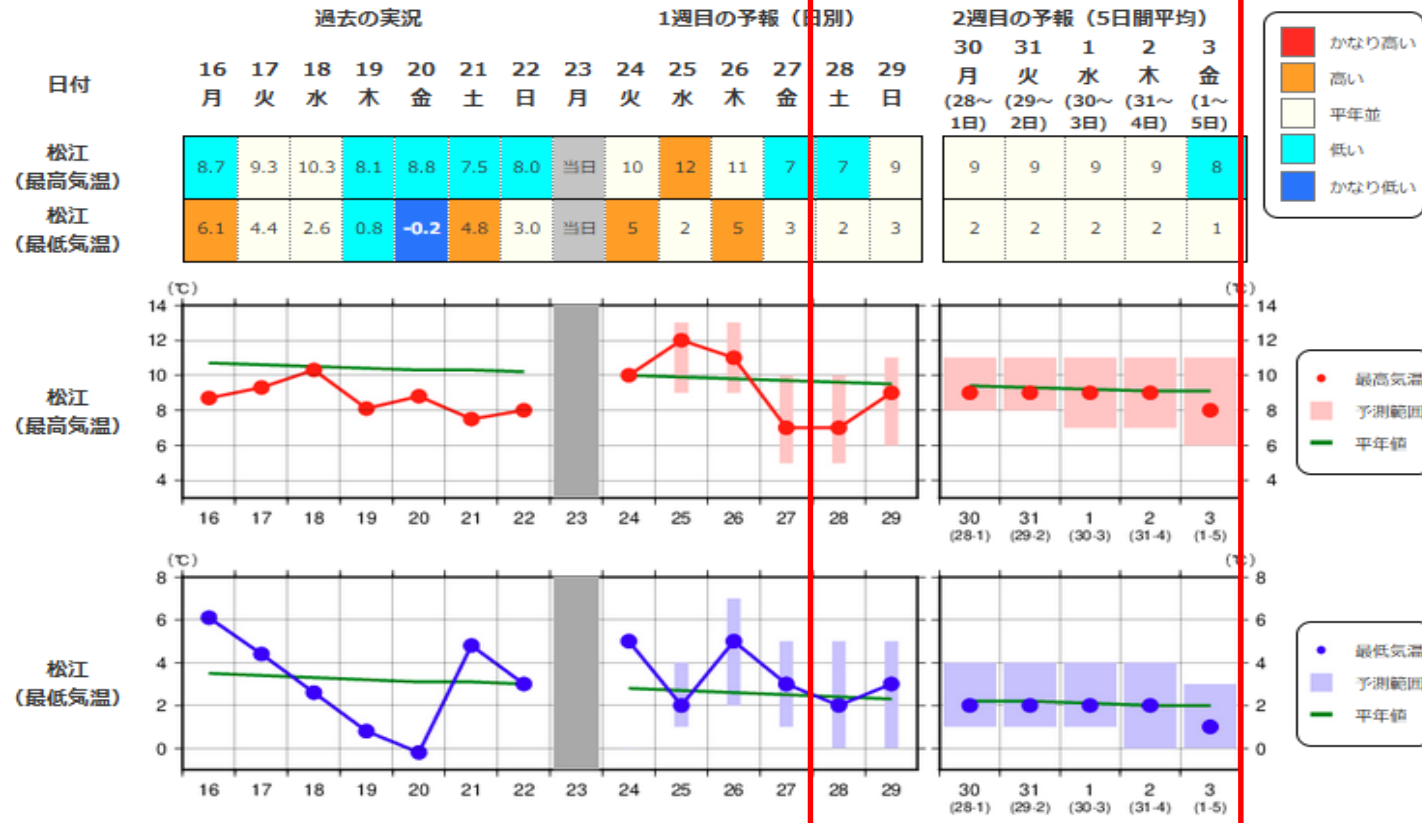
2週間気温予想

府県 島根県 表示

2024年12月23日5時更新

印刷

[松江](#) | [中国地方](#)



・ 12月28日から1月3日にかけての島根県の最高気温・最低気温は、冬型の気圧配置となりやすく寒気の影響を受けるため、おおむね平年並みの予想ですが、最高気温は寒気の影響を強く受け、平年より低くなる日がある見込みです。

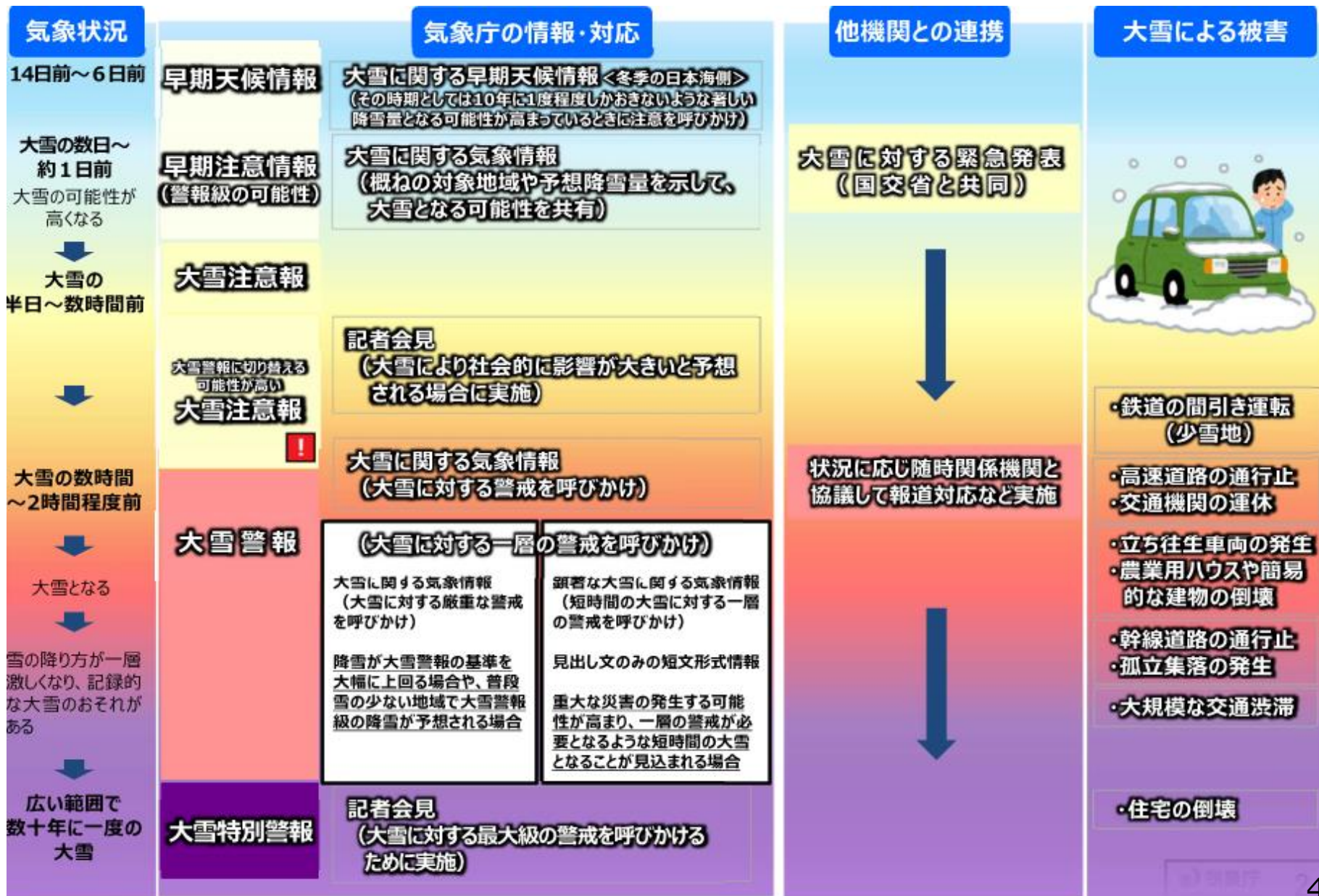
農作物の管理や水道管の凍結、除雪などの対応にご留意ください。

大雪のおそれに応じて段階的に発表される気象情報と対応

参考
資料



松江地方気象台
Matsue Local Meteorological Office





2. 年末年始の対応等について



1. 外来診療を行う医療機関等の対応

市町村が運営する在宅当番医、休日診療所に対応

なお、休日・夜間に子どもの急病等で受診すべきかどうかの相談については、
「島根県子ども医療電話相談（＃８０００）」で対応

（県のホームページに以下の情報を掲載）

- ・ [在宅当番医、休日診療所等の情報（こちらをクリック、またはQRコードを読み取り）](#)



- ・ [「島根県子ども医療電話相談（＃８０００）」の情報（こちらをクリック、またはQRコードを読み取り）](#)





2. 感染症対策等についての県民への呼びかけ

季節性インフルエンザの感染が拡大しており、今後、新型コロナウイルス感染症との同時流行も懸念されるため、年末年始に向けて、SNS配信・ホームページ掲載により、県民の皆様へ次のことなどに心がけるよう呼びかけ

- ・ 手洗い・手指消毒、換気、場面に応じたマスクの着用をすること
- ・ 発熱や風邪症状などの症状がある場合は、無理せず自宅で安静に過ごし、周囲にうつさない配慮をすること
- ・ 医療機関を受診する場合は、事前に医療機関へ連絡し指示を受けること

3. 水道事業者等への対応

寒気による水道施設への被害や水道管凍結による断水、積雪等による停電等が発生する恐れがあるため、水道事業者等（29か所）に対し、水道施設の監視の強化、停電が発生した際の非常電源の確保方法の再確認など、注意喚起の文書を発出済

1. 国内での発生状況

(1) 養鶏場：11道県15事例で発生し、19農場169万羽を殺処分（12月20日時点）

【島根県事例】 10/31大田市の採卵鶏40万羽農場で発生

⇒ 11/30防疫措置完了 ⇒ 12/1移動制限解除

- ・ 過去最多の発生であった令和4年同期には、15道県23事例365万羽で発生

(2) 野鳥：15道県84事例を検出（12月20日時点）

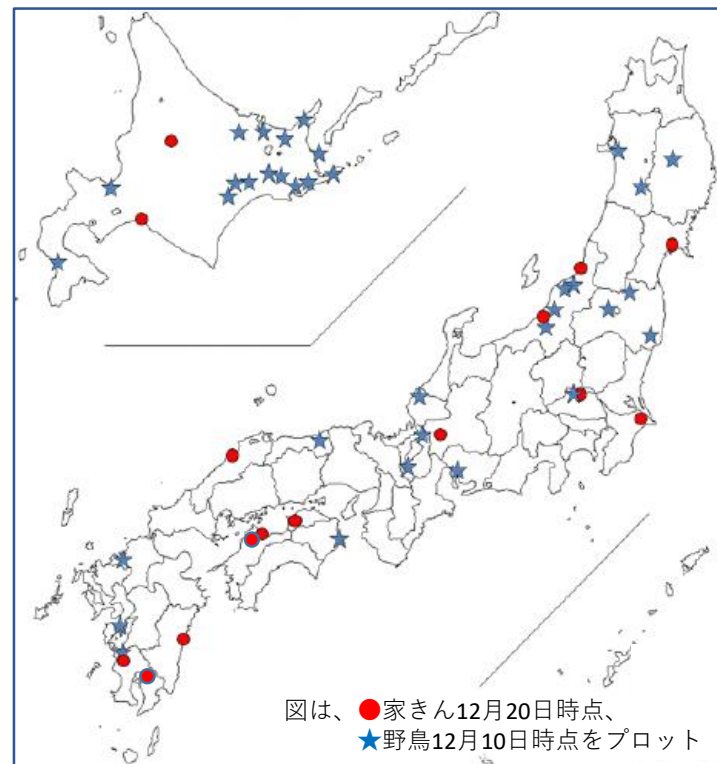
2. 年末年始に向けた対応

(1) 養鶏場の発生防止対策を強化

（家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒の実施等を命令）

- ① 対象：100羽以上の家きん飼養施設
- ② 期日：令和6年12月16日から12月25日まで
- ③ 方法：
 - ・ 消毒の実施：農場敷地（鶏舎周囲）への消石灰の散布
 - ・ 農場の清掃：農場敷地及びその周辺の草刈り、枝切り、資材・物品の整理、清掃等
 - ・ ねずみの駆除：鶏舎内への殺鼠剤の散布、粘着シートの設置等

(2) 野鳥の監視（死亡野鳥の通報への対応）を継続





観光客の満足度の向上と地元住民の生活道の確保のため、大社交通渋滞対策実行委員会が下記の取組を行います。

1. 実施主体

大社交通渋滞対策実行委員会（事務局：出雲市観光交流部観光課）

2. 実施期間

令和6年12月31日（火）

令和7年 1月 1日（水・祝）、2日（木）、3日（金）、4日（土）

3. 対策の概要

対 策	内 容
① 交通規制等	12月31日22:00～1月1日4:00 1月 1日～4日 各日9:00～16:00 宮内交差点での通行規制（東進車両右左折禁止）等 主要交差点及び出雲大社周辺駐車場への警備員配置
② 無料シャトルバス運行	浜山公園⇔ご縁広場 運行日 : 1月1日、2日、3日 運行時間 : 10:00～17:00（20分間隔） 浜山公園第一駐車場：400台
③ 出雲大社周辺 無料駐車場の確保	一般車両（民地借上等含む）駐車場 出雲大社周辺 約2,000台 ※1月1日～4日は、大社小学校等を臨時駐車場として借上利用
④ 団体バスコントロール	出雲大社外苑駐車場のバス駐車レーンに限りがあるため、団体バス予約システムによる 管理及び現地バスコントロールスタッフによる待機場所への回送 予約が必要な日 1月1日



対 策	内 容
⑤ 一畑電車を利用した パーク&ライドの促進	雲州平田駅⇔出雲大社前駅 雲州平田駅周辺 パーク&ライド 無料駐車場310台 雲州平田駅西側駐車場 50台 平田図書館 60台 平田文化館 200台
⑥ 案内看板設置	・ 出雲大社周辺、シャトルバス駐車場への誘導看板の設置 ・ 松江方面から雲州平田駅周辺無料駐車場への誘導看板の設置
⑦ 情報発信	交通案内チラシを配付 〔県内〕 12月広報いずも折込 観光施設、道の駅、宿泊施設、レンタカー会社等、高速道路(山陰道・松江道)SA・PA 〔県外〕 高速道路(米子道等)PA、道の駅 県、出雲市、出雲観光協会等のホームページに交通案内を掲載 出雲大社周辺の渋滞・駐車場空状況の情報提供。公共交通利用 の呼びかけ。 https://www.taisha-traffic.net 【渋滞状況】 GoogleMapの交通情報をリアルタイムで反映 【駐車場空状況】 12月31日22:00～1月1日3:00 1月1日～4日 9:00～17:00 (1時間ごとに更新) 【その他】 各日渋滞予測、駐車場情報 報道機関への掲載、放送依頼 (新聞、ラジオ等)
⑧ 交通対策協力金	観光客に対して交通対策協力金をお願いする取組を実施中。 期 間：令和6年11月1日～令和7年1月5日 実施場所：出雲大社周辺の駐車場（みせん広場など）、 神門通り、神迎の道（勢溜～四つ角）、お宮通り、 宮内周辺の飲食店や土産物店 協力金額：1台あたり200円（任意）





令和7年 初詣 出雲大社周辺 交通規制図

渋滞 状況・駐車場 **満空** 状況が **今すぐ確認出来る!!**

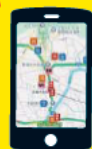
車の方必見

**出雲大社周辺
渋滞・駐車場
情報提供サイト**

情報提供期間
12/31~1/1
22:00~3:00
1/1~1/4
9:00~17:00



スマートフォン
タブレットから



大社 渋滞

※検索によって見られない
場合があります。

<https://www.taisha-traffic.net>

12月31日 22:00 ~ 1月1日 4:00



出雲大社周辺は渋滞が予想されます。

**初詣は公共交通機関 電車・バス を
利用しましょう。** 一畑電車・路線バスの時刻表はナカ面を

お問い合わせ

大社交通渋滞対策
実行委員会事務局

TEL (0853) 21-6995

安全確保のため、ご理解ご協力をよろしくお願いします。
大社交通渋滞対策実行委員会・出雲警察署

1月1日~1月4日 9:00~16:00





初詣は公共交通機関を利用しましょう



正月二が日 抜粋時刻表

1月1日～3日 松江・出雲 ⇒ 大社 方面

松江しんじ湖温泉 ⇒ 川跡

松江しんじ湖温泉	雲州平田	川跡(着)
7:15	7:10	7:19
7:58	7:53	8:03
8:41	8:36	8:46
9:24	9:19	9:29
10:07	10:02	10:12
急10:33	急11:06	急11:11
10:50	10:45	10:55
11:33	11:28	11:38
12:16	12:11	12:21
12:58	12:54	13:04
13:42	13:37	13:47
14:25	14:20	14:30
15:08	15:03	15:13
15:51	15:46	15:56
16:34	16:29	16:39
17:17	17:12	17:22
18:00	17:55	18:05
18:55	18:48	18:58
19:33	19:28	19:38

電鉄出雲市 ⇒ 川跡

電鉄出雲市	川跡(着)
7:11	7:19
7:54	8:02
8:37	8:45
9:18	9:26
10:01	10:09
10:16	10:24
10:44	10:52
11:27	11:35
11:42	11:50
12:10	12:18
12:53	13:01
13:36	13:44
14:19	14:27
14:34	14:42
15:02	15:10
15:45	15:53
16:00	16:08
16:28	16:36
17:11	17:19
17:56	18:04
18:39	18:47
19:34	19:42

川跡 ⇒ 出雲大社前

川跡(発)	出雲大社前
7:22	7:33
8:05	8:16
8:48	8:59
9:31	9:42
10:14	10:25
10:26	10:38
急10:57	急11:08
急11:12	急11:20
11:40	11:51
11:52	12:04
12:23	12:34
13:06	13:17
13:49	14:00
14:31	14:42
14:44	14:56
15:15	15:26
15:58	16:09
16:10	16:22
16:41	16:52
17:26	17:37
18:07	18:18
18:50	19:01
19:45	19:56

1月1日～3日 大社 ⇒ 松江・出雲 方面

出雲大社前 ⇒ 川跡

出雲大社前	川跡(着)
8:33	8:44
9:15	9:26
9:58	10:09
10:41	10:52
11:24	11:35
12:07	12:18
12:37	12:49
12:50	13:01
急13:20	急13:28
13:33	13:44
14:03	14:15
14:16	14:27
14:59	15:10
15:29	15:41
15:42	15:53
16:25	16:36
16:55	17:07
17:08	17:19
17:52	18:03
18:35	18:46
19:30	19:41
20:19	20:30
21:01	21:12

川跡 ⇒ 松江しんじ湖温泉

川跡(発)	松江しんじ湖温泉
8:46	8:57
9:29	9:40
10:12	10:22
10:55	11:06
11:38	11:49
12:21	12:32
13:04	13:15
急13:30	急13:36
急13:47	急13:58
14:30	14:41
15:13	15:24
15:56	16:07
16:39	16:50
17:22	17:33
18:05	18:16
18:48	18:59
19:43	19:53
20:32	20:43
21:14	21:24

川跡 ⇒ 電鉄出雲市

川跡(発)	電鉄出雲市
8:47	8:56
9:32	9:41
10:15	10:24
10:58	11:07
11:41	11:50
12:24	12:33
12:52	13:01
13:07	13:16
急13:32	急13:43
急13:50	急13:59
14:18	14:27
14:33	14:42
15:16	15:25
15:44	15:53
15:59	16:08
16:42	16:51
17:10	17:19
17:25	17:34
18:06	18:15
18:49	18:58
19:44	19:53
20:33	20:42
21:15	21:24

▶全時間帯の時刻表は、一畑電車のホームページ【https://www.ichibata.co.jp/railway/】にてご確認ください。▶急は急行列車。途中停車駅にご注意ください。▶正月三が日の特別な時刻表です。

路線バス案内

JR出雲市駅

出雲大社(吉兆館前)

1月1日～4日

出雲市駅 ⇒ 吉兆館

出雲市駅	吉兆館
9:00 ▶ 9:21	
9:40 ▶ 10:10	
10:20 ▶ 10:50	
11:00 ▶ 11:21	
11:40 ▶ 12:10	
12:20 ▶ 12:50	
13:00 ▶ 13:21	
13:40 ▶ 14:10	
14:20 ▶ 14:50	
15:00 ▶ 15:21	

吉兆館 ⇒ 出雲市駅

吉兆館	出雲市駅
9:04 ▶ 9:38	
9:44 ▶ 10:18	
10:24 ▶ 10:49	
11:04 ▶ 11:38	
11:44 ▶ 12:18	
12:24 ▶ 12:49	
13:04 ▶ 13:38	
13:44 ▶ 14:18	
14:24 ▶ 14:49	
15:04 ▶ 15:38	
15:44 ▶ 16:18	

電車

雲州平田駅から電車で

車の渋滞の心配がない!
一畑電車をご利用ください一畑電車 雲州平田駅から
出雲大社前駅まで
約20分で到着!!雲州平田駅周辺に 約310台
無料駐車場あり

- 雲州平田駅西側駐車場を除いて1月3日までのご利用となります。
- 雲州平田駅西側駐車場ご利用の方は、駐車券を持って駅へお越しください。きっぷの購入を確約のうえ、駐車券を無料化します。



バス

【無料】シャトルバス

運行期間 1月1日～1月3日 [10:00～17:00]
積雪時には運行しない場合あり浜山公園 ⇄ 吉兆館東 20分間隔
【カミアリーナ前】 【吉兆館東】 で発車!!



例年の対応として、土木部内の各機関（本庁及び地方機関）に、以下の対策を実施するよう指示

1. 工事現場の安全管理強化

- ・ 県発注の工事現場において、保安施設設置の徹底・確認等、安全管理の強化について受注者に指示
- ・ 特に、道路については、夜間事故の防止のため、連休までに赤色灯・保安灯の点検に重点を置いた夜間パトロールを実施

2. 県管理施設（指定管理含む）の安全管理強化

- ・ 道路については、路面や斜面等について、パトロールを強化し、危険箇所については、必要な措置を連休までに実施（穴ぼこの補修等）
- ・ 災害復旧事業における工事発注予定箇所等の危険が想定される箇所については、立ち入りを防止するなど必要な措置をとり、安全管理を強化
- ・ 親水護岸等の一般の利用が予想される施設については、事前に点検を行い、不具合等が見られる場合は、必要な措置を連休までに実施

3. 緊急連絡体制の確認

- ・ 公衆災害発生時など、緊急時に速やかな体制がとれるよう職員及び指定管理者、委託業者の緊急連絡体制の確認

4. 除雪体制の強化

- ・ 気象・積雪の状況、道路交通状況等を速やかに把握し、迅速かつ適切な除雪活動が行えるよう、除雪等業務受注者や他の道路管理者等の関係機関と休日等の連絡体制の確認を指示

大雪のおそれがある場合は、「異常降雪を想定した行動計画（除雪タイムライン）」等に基づき、関係機関と連携して以下の対応を実施

1. 関係機関との情報共有

- ・ 松江地方気象台、国土交通省、NEXCO西日本、市町村、警察、県で構成する「島根県冬期情報連絡本部関係者会議」で、気象情報、除雪状況、通行止め、車両滞留等に関する情報を随時共有

2. 関係機関と連携した除雪対応

- ・ 予防的通行規制区間（高速道路・直轄国道）にアクセスする県管理道路の除雪を、NEXCO西日本や国土交通省と連携しながら早めを開始
- ・ 松江市街地の除雪を松江市と連携しながら、迅速かつ効率的に実施
〔R5～6年度：整備内容〕舗装段差の解消、道路カメラの増設、除雪機械購入

3. 広報活動の強化

各種媒体を活用して、県民に対して以下の内容と呼び掛け

- ・ R6年12月9～15日（ラジオ放送）「冬タイヤの装着」「チェーン携行」を呼びかけ
- ・ R7年1月6～15日（テレビCM）「大雪時の車での不要不急の外出自粛」を県民へ求める予定
- ・ 随時、X（旧ツイッター）で必要な情報を発信



1. 風水害体制の基準

(1/2)

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
警戒体制	1 県内の地域で大雨警報若しくは洪水警報が発表されたとき（災害対策本部等の本部を設置した場合を除く）	自動配備	自動配備 （大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	防災部、道路維持課、河川課、砂防課及び地方機関の指定された職員を配備
	2 防災危機管理課長が必要と認めたとき	防災危機管理課長が決定し、配備する	－	防災部の指定された職員を配備
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	－	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、配備する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する
災害警戒本部	1 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 （大雨警報等が発表された市町村を所管する地区）	風水害第1又は第2動員を配備 ※1
	2 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定する
	3 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	－	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※災害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。

ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、災害警戒本部員へ通知する。



1. 風水害体制の基準

(2/2)

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害対策本部	1 県内の地域で大雨・暴風・暴風雪・高潮・波浪特別警報のいずれかが発表されたとき	自動設置	自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備
	2 県内の地域で大雨警報が発表され、かつ1時間雨量80mm以上で24時間雨量が200mm以上と予想されるとき	自動設置	自動設置 (大雨警報等が発表された市町村を所管する地区)	風水害第3動員を配備
	3 災害が発生するおそれがある場合において、国が特定災害対策本部、非常災害対策本部、又は緊急災害対策本部を設置し、かつ島根県が所管区域として告示されたとき	自動設置	自動設置	風水害第3動員を配備
	4 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定する
	5 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認めたとき	－	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、その中から最上位の基準を適用する。
- 2 風水害第1～第3動員の人員は、別に定めるところによる。
- 3 警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。
- 4 県水防本部の災害体制は、県水防計画の定めるところによる。



2. 雪害体制の基準

(1/2)

体制	基準	体制の決定		動員
		本 庁	地 方 機 関	
体 警 制 戒	1 県内の地域で大雪警報が発表されたとき(災害対策本部等の本部を設置した場合を除く)	自動配備	自動配備 (大雪警報が発表された市町村を所管する地区)	防災部、道路維持課及び地方機関の指定された職員を配備
雪 害 警 戒 本 部	1 大雪警報が発表され、豪雪被害が発生するおそれがある場合、又は豪雪被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は、防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する	雪害第1動員又は第2動員を配備※1
		—	2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定し、設置する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、設置する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

※1 雪害警戒本部設置時の動員体制は原則、第1動員体制を配備する。ただし、被害の状況等により第2動員体制への格上げが必要な場合は、防災部長が決定し、雪害警戒本部員へ通知する。



2. 雪害体制の基準

(2/2)

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害対策本部	1 大雪・暴風雪特別警報のいずれかが発表された場合	1 自動設置	1 自動設置 (特別警報が発表された市町村を所管する地区)	雪害第3動員を配備
	2 災害の規模及び範囲から、特に対策が必要と知事が認めた場合	2 知事が決定し、設置する 3 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 4 警戒本部長(防災部長)が知事に報告し、知事が決定し、設置する	2 知事が決定し、指示する	雪害第3動員を配備
		—	3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 4 緊急性が高い場合は地区警戒本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する

- 1 雪害第1～第3動員の人員は、別に定めるところによる。
- 2 警察本部の災害体制は、島根県警察本部長の定めるところによる。



3. 地震災害体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
体制警戒	1 県内の地域で震度3の地震が観測されたとき	自動配備	配備なし	防災部の指定された職員を配備
災害警戒本部	1 県内の地域で震度4の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第1動員を配備 (本庁及び震度4を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 県内の地域で震度5弱の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第2動員を配備 (本庁及び震度5弱を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	3 防災部長が必要と認めたとき	防災部長が決定し、設置する	防災部長が決定し、指示する	防災部長が決定し、指示する (本庁及び地区警戒本部が設置された地区)
災害対策本部	1 県内の地域で震度5強以上の地震が観測されたとき	自動設置	自動設置 (震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)	地震災害第3動員を配備 (本庁及び震度5強以上を観測した市町村を有する地区及び隣接する地区)
	2 知事が必要と認めたとき	知事が決定し、設置する	知事が決定し、指示する	知事が決定し、指示する

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 地震災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 3 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。



4. 津波体制の基準

体制	基準	体制の決定		動員
		本庁	地方機関	
災害警戒本部	1 県沿岸に津波注意報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第1動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
災害対策本部	1 県沿岸に津波警報が発表されたとき	自動設置	自動設置 (津波予報区に該当する海岸線を有する地区)	津波災害第2動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)
	2 県沿岸に大津波警報が発表されたとき			津波災害第3動員を配備 (本庁及び津波予報区に該当する海岸線を有する地区)

- 1 地震、津波、風水害等複数の基準が重複する場合は、そのなかから最上位の基準を適用する。
- 2 津波災害第1～第3動員の人員は別に定めるところによる。
- 3 警察本部の災害体制は島根県警察本部長の定めるところによる。